

【Q&A】個人が相続により取得した上場株式を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例

【問】私は、平成27年12月に死亡した父より上場株式を相続しましたが、父に係る相続税の納税資金の捻出のため、その上場株式の一部を平成28年9月に譲渡しました。私のように相続税の課税対象となった財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合は、納めた相続税のうち一定額を譲渡所得の金額の計算上控除できる特例があると聞きましたが、そのポイントについて教えてください。

【回答】1. 相続により取得した財産を譲渡した場合の譲渡所得の特例（相続税の取得費加算の特例）

(1) 概要

個人が上場株式、土地等の譲渡所得の起因となる財産を譲渡した場合、所得税の譲渡所得の金額は、他の所得と区分し課税されます（分離課税）。

個人が相続又は遺贈（以下「相続等」という。）により取得した財産の取得費は、被相続人が取得したときの取得価額をもとに計算され、譲渡所得の金額の計算上控除される取得費になります（所得税法第60条）。

相続税の課税対象となった財産を、相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日までに譲渡した場合には、譲渡所得の金額の計算上、その譲渡した人に係る相続税のうち一定金額（以下「取得費加算額」という。）が、譲渡した資産の取得費に加算されます。これを「相続税の取得費加算の特例」といいます（租税特別措置法（措法）第39条、租税特別措置法施行令（措令）第25条の16）。

この特例を使うことにより、相続税のうち取得費に加算された金額だけ譲渡所得が少なくなりますので、所得税等の税金を抑えることができます。

(2) 取得費加算額の計算

取得費加算額は、次の算式により計算します（措令第25条の16第1項）。

（算式）譲渡者が納付した相続税額×A/B

A：譲渡者が相続等により取得した財産のうち譲渡したものの相続税法上の評価額

B：譲渡者が相続等により取得した財産の相続税法上の評価額の合計額

この算式で計算した金額が、財産の譲渡所得に係る収入金額からこの規定の適用がないものとしたときの当該資産の取得費及びその財産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額に相当する金額を超える場合には、取得費加算額はその残額に相当する金額となります。また、その譲渡財産の譲渡所得に係る収入金額が上記合計額に満たない場合には、ないものとされます（同ただし書）。

(3) 適用を受けるための手続

相続税の取得費加算特例の適用を受けるためには、次の①と②の手続を行う必要があります（措法第39条第2項、措法施行規則第18条の18第1項）。

①特例を受けようとする年分の所得税の確定申告書又は修正申告書に、その特例の適用を受ける旨を記載すること。

②譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類を添付すること。

2. 修正申告等により相続税額が異動した場合

相続税の取得費加算特例の計算の基礎となる譲渡者が納付した相続税額について、その譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（注）、又は、その譲渡した相続財産の取得の基因となった相続等に係る相続税の申告期限内の（実際の）提出の時いずれか遅い日の後に、その相続税額に係る相続税につき修正申告書の提出又は国税通則法第24条もしくは第26条に規定する更正があったことにより異動が生じた場合には、その修正申告又は更正後の相続税額を基礎として計算を行います（措令第25条の16第2項）。

このため、その相続税額の異動に伴い、譲渡者は相続税の取得費加算特例の適用を受けた譲渡所得の金額に係る所得税について、減額する場合（＝修正申告又は更正後の相続税額が増加するとき）は更正の請求（国税通則法第23条）、増額する場合（＝修正申告又は更正後の相続税額が減少するとき）は修正申告書を提出することができません（同第19条）。

（注）上記の「その譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時」とは、原則として、譲渡の日の属する年（暦年）の終了の時をいいます（国税通則法第15条第2項第1号、租税特別措置法通達39-2）。